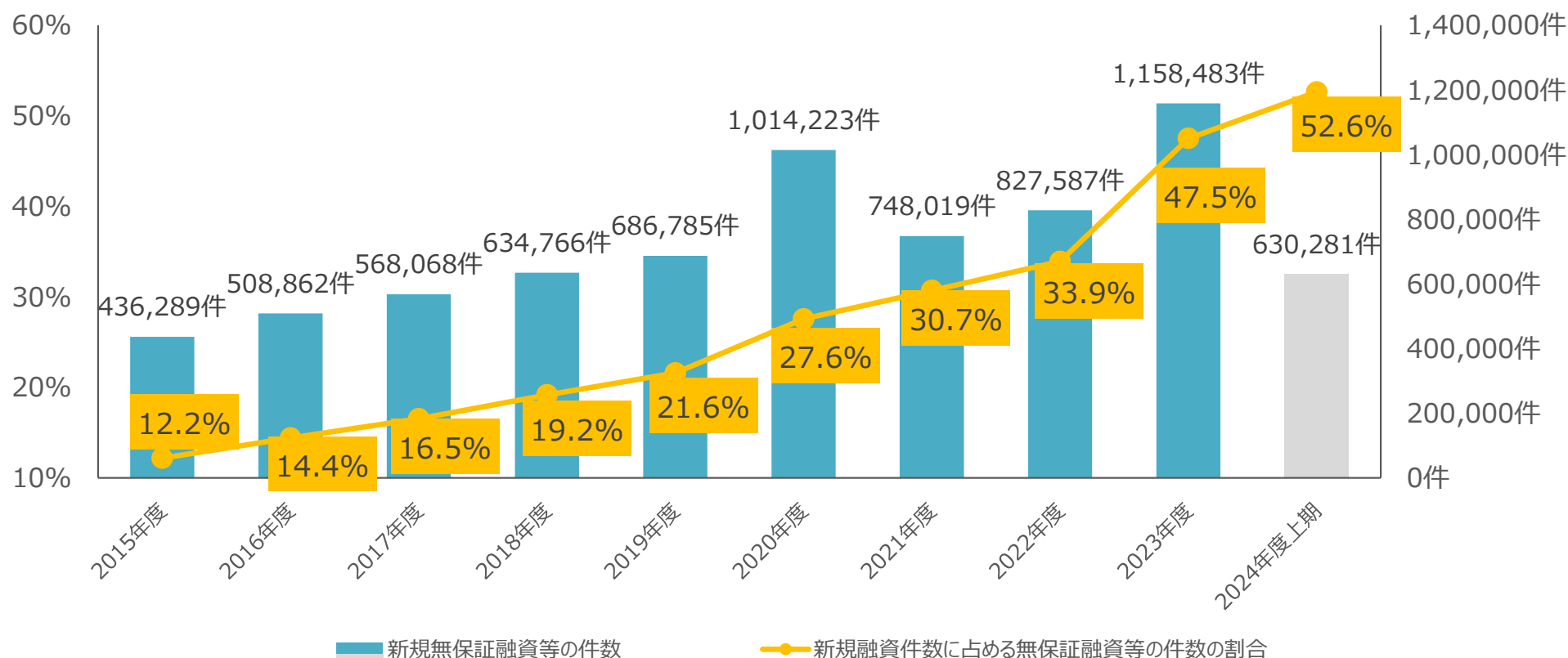


「経営者保証に依存しない融資慣行」の 確立に向けた取組

「経営者保証に依存しない融資慣行」の確立に向けた取組状況

- 「経営者保証に依存しない融資慣行」は年々着実に浸透。「経営者保証改革プログラム」の初年度となる2023年度以降は、過年度と比較して特に大幅に実績が積みあがっている。
- また、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」件数との合計の割合も、98.8%という非常に高い水準に到達。

経営者保証に依存しない融資の実績の推移



「経営者保証改革プログラム」

- 「経営者保証に依存しない融資慣行」の確立に向け、2022年12月に、関係省庁で連携して「経営者保証改革プログラム」を策定。金融庁では、「監督指針」の改正等を通じ、以下のような取組を実施。

金融庁による取組例

金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【23年4月～】**
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める。【23年9月期 実績報告分より】**
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」= **100%を目指す。**
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施。**

- 
- 保証を徴求する際の手続きの厳格化を通じて、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感の向上にもつながる。

保証徴求時の説明・支援を通じた経営改善の事例

I

事業者のガバナンス等の改善に繋がった取組

I

ガバナンス
改善

事例 I

信用金庫

経営者保証解除

法人個人の一体性解消

適時適切な情報開示

信用保証協会

保証の必要性等の説明

財務基盤強化

事業承継

II 徴求基準見直し

III コペナント活用

IV 既存保証見直し

V モニタリング・周知

取組前の 事業者の状況

- ・ 当社は、売上高約25億円、従業員数14人の鉄スクラップ卸売業者（スクラップ取扱量は地域有数）。
- ・ 代表者が高齢なため、実子への事業承継を見据えて経営者保証の解除を要望しており、当庫と並行メイン行であるA銀行に対し、経営者保証解除の検討を依頼していた。
- ・ しかし、経営者保証解除の検討は難航しており、事業承継が停滞していた。

取組の 具体的な内容

金融機関からの指摘

- ・ 当社の事業承継に対する課題やニーズをヒアリングした当庫担当者が当庫プロパー融資の経営者保証の解除について検討。
- ・ 当社は、当庫のガイドラインの基準のうち「**法人と経営者との関係の明確な区分・分離**」の要件について協議が必要な項目があったものの、当社の財務内容及び将来性に鑑み、経営者保証免除の方向で稟議を起案。
- ・ また、同時に、上記項目を充足させるため、**事業者の内部規定の整備等の伴走支援を行った。**

事業者の対応

- ・ 法人から経営者に対して事業上の必要性が認められない貸付金（法人成り前から契約している保険積立金）があり、経営者保証を外せない要因の一つとなっていた。
- ・ 当該貸付金は役員退職金により相殺予定であったが、具体的な就業規則や退職金規定の整備がなされていなかったため、**当庫及び事業承継引継ぎ支援センターの支援を受けながら、規定の整備を行った。**

取組後の 事業者の状況 (経営者保証の状況を含む)

- ・ 当社は、当庫のガイドラインの基準は満たしていないものの、顧客へのヒアリング及び伴走支援を行うことで、経営者保証は不要と判定。
- ・ **当庫既存プロパー融資の経営者保証を免除**するとともに、伴走支援型特別保証（経営者保証無）にてA銀行の保証協会付融資（経営者保証有）の肩代わりを実施。併せて、**事業承継関連保証を活用し既存借入を借換え**することによって保証協会枠を有効活用し、**新規融資（経営者保証無）を追加で実施。**
- ・ 事業承継が停滞する要因となっていた経営者保証に関する課題が解決し、大変喜んで頂けたとともに、他行では解決できなかった問題を当庫が解決したことで顧客との関係性がより強固となった。



金融機関側の態勢整備に向けた取組事例

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

A銀行の取組事例



説明プロセス

- ・ 従来、保証徴求の判断時に活用していた「保証人チェックシート」は内容やチェック項目が細かく厳密であり、現場の職員からすると項目をすべて満たしていなければ経営者保証を取らなければならないように感じるものであった。加えて、そのままの内容を保証人に伝えることができず、その都度説明ぶりを工夫する必要もあり、具体的に説明しづらいケースもあった。このため、従来の「保証人チェックシート」を「お客様説明シート」（以下、説明シート）として改編し、行内で確認した内容をそのまま保証人の説明に転用できるようにした。
- ・ 具体的な変更点としては、説明シートにガイドライン3要件の具体的な基準（決算書の提供がある、貸付金・仮払金が具体的な水準の範囲内となっている、資産超過となっている等）を明示することとし、説明の際には説明シートを活用してどの項目の何が不十分であるため保証が必要となるのか具体的な基準を示しながら説明することで、保証人と目線が一致することに繋がっている。
- ・ なお、3要件のうち「経営の透明性」は必須とし、その上で、「法人・個人の分離」と「財務基盤」はいずれかを満たせば原則無保証と判断している。



信用保証付
融資

- ・ 信用保証付融資が有保証の場合の説明については、信用保証協会所定の説明書式に基づき実施している。ただし、当金融機関と信用保証協会の経営者保証の徴求基準が異なるため、同一の事業者に融資する場合でも、プロパー融資は無保証、信用保証付融資は有保証というケースがしばしばある。このような場合は、信用保証協会に具体的に未充足の要件の内容を聞き取り、保証人に誠実な説明を実施している。



本部による
モニタリング

- ・ 2023年4月の監督指針の改正を受け、その内容を現場での運用に反映するとともに、保証徴求に係る要件判定基準を緩和し、無保証融資を推進する方針とした。
- ・ 当該方針を進めるべく、営業店において経営者保証を徴求する判断となった場合は、稟議決裁前に本部で支店の説明シートにおける検討内容を確認するフローを新たに設けた。なお、与信権限は営業店で完結する案件もあるが、そのような場合であっても経営者保証を徴求する場合は、本部で事前に全件モニタリングする態勢となっている。
- ・ 当該事前のモニタリングでは、営業店に対して「赤字だからといって保証を外せないわけではない」などの指摘をし、支店ごとの対応にバラつきが出ないように指導している。



内部監査

- ・ 契約手続や稟議手続の要否にかかわらず、経営者保証に関する検討を実施する際には説明シートを作成し、稟議システム又は折衝記録を記載するシステムに保存している。いずれの場合であっても検討内容や説明内容が事後検証できるような態勢を構築している。また、契約手続を伴う場合には、説明を実施した記録を別途作成し、契約関連書類とともに本部で集中保管している。
- ・ 内部監査においては、経営者保証の関係書類は稟議内容の一環として監査対象に含まれ、上記の説明プロセス・本部のモニタリング等に不備等がないか確認している。

昨年春の「監督指針」改正

(2024年1月31日公表、同4月1日施行)

背景

- 2023年7月以降、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化していることも踏まえ、問題を先送りせず、**金融機関による経営改善・事業再生支援の一層の推進**を図る必要

①経営改善・事業再生支援等の本格化への対応

コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた**経営改善・事業再生支援フェーズへの転換**

②一歩先を見据えた早め早めの対応の促進

- 事業者の現状のみならず、**状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応**を求める
- 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、**プッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促す**よう求める
- 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、**信用保証協会や他の金融機関との早めの連携**を求める

③顧客に対するコンサルティング機能の強化

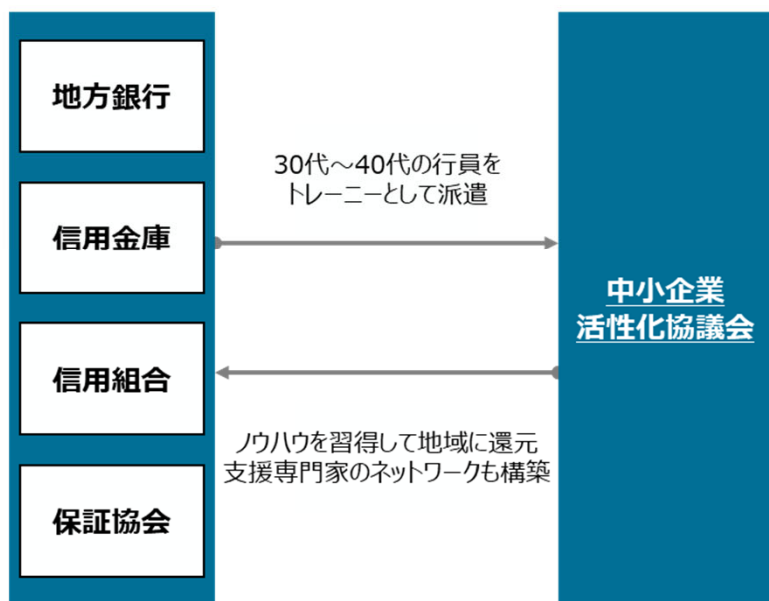
- 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
- 早期の経営改善に関する計画策定等のソリューションを、公的制度も活用しながら提案し、その実行状況を継続的かつ適切にモニタリング**するよう求める
- 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

- ① 平時・早期からの対応
- ② ツールへの理解（存在・内容だけでなく、狙い・考え方も含め）
- ③ 面的な支援体制の構築（ネットワーキング、役割分担）

【中小企業庁資料より】 中小企業活性化協議会のトレーニー研修制度について

- 協議会が有する再生支援のノウハウを地域金融機関に還元し、地域全体での事業再生の機運の醸成、質の向上、再生支援専門家のネットワーク構築につなげることを目指し、2022年度からトレーニー研修制度を創設。6ヶ月コースを原則とし、半期に1度金融機関団体を通じて募集を実施。
- 本トレーニー制度について、トレーニーや派遣元、中小企業活性化協議会からは、「協議会の職員だけでなく、弁護士や公認会計士など、再生に関する様々な支援者と知り合うことができ、トレーニー期間終了後も再生案件への相談や対応が行いやすくなった」、「協議会との距離感がより近くなり、金融機関を交えた相談会（意見交換会）を行うようになった」といった声が挙げられている。

トレーニー制度のイメージ



トレーニー制度の評価

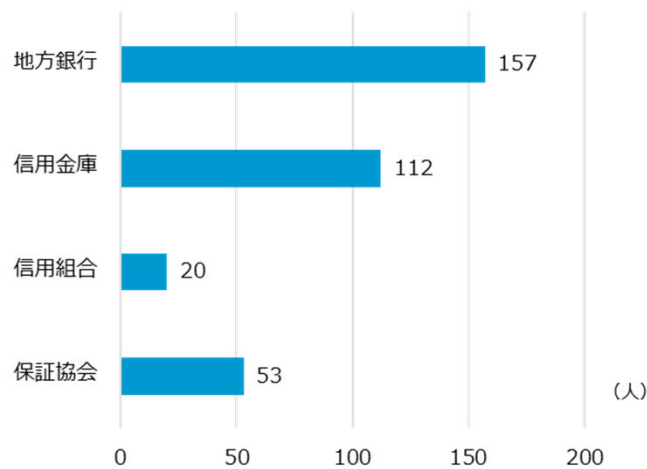
トレーニーや派遣元 からのコメント	活性化協議会（全国本部） からのコメント
- 協議会の職員だけでなく、様々な専門家（弁護士や公認会計士、中小企業診断士）と知り合うことができ、事業再生において知識の幅が広がった。トレーニー期間終了後も再生案件への相談や対応が行いやすくなった。 - トレーニー制度を通じた再生支援実務ノウハウの蓄積・還元が期待される。 - 実際の案件に触れることで、事業者への再生支援への実務のみならず、協議会の公平中立な立場として事業者に寄り添う考え方が学習できた。	- OJTを実施することで統括責任補佐の協議会事業の理解が深まった。 - 各地域での（事業再生実務）専門家人材の育成に繋がることが期待される。 - トレーニーを受入れることで、現場のモチベーションアップに繋がった。 - トレーニーを通じて各地域・現場の声の把握、課題の掘り起こしが期待できる。 - 協議会との距離感がより近くなり、金融機関を交えた相談会（意見交換会）を行うようになった。

（資料）トレーニー並びに各活性化協議会（全国本部）からのヒアリングを基に金融課作成

【中小企業庁資料より】 中小企業活性化協議会トレーニー研修制度の利用実績

- 中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを地域に還元し、地域の再生支援の質の向上、再生支援専門家のネットワーク構築につなげることを目指し、**2022年度からトレーニー研修制度を創設**。
- 各地の協議会で、金融機関・信用保証協会の職員を2022年度127名、2023年度105名、2024年度は110名と合計342名を受入れ。
- 本制度を通じて、協議会事業への理解や派遣元の金融機関等との関係構築が図られた結果、**派遣実績のある金融機関の1金融機関あたりの2021年～2023年の計画策定支援件数は、派遣実績無し金融機関の3倍以上**となっている。また、派遣実績のある金融機関が本制度の利用をリピートする傾向にある。

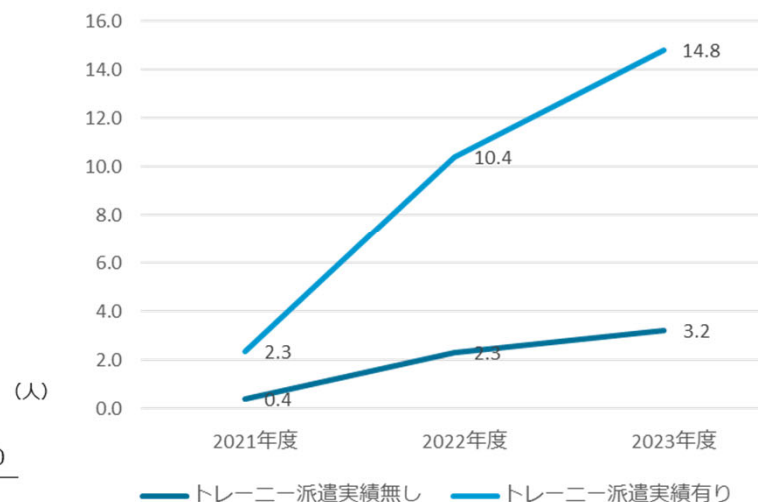
トレーニー派遣実績（2022～2024年度累計）



※属性別の2022年度～2024年度のトレーニー派遣累計人数

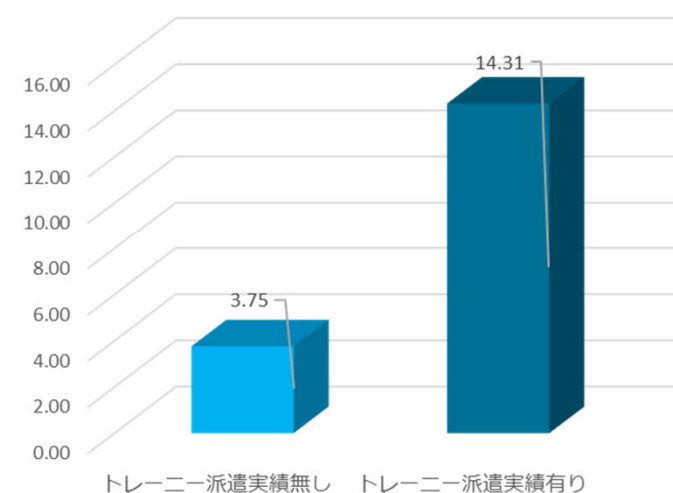
（出所）中小企業活性化全国本部提供資料より加工

2022年度トレーニー制度開始後の活性化協議会への事前相談件数について



（1金融機関当たりの年間事前相談件数）

1金融機関当たりの計画策定支援件数について（2021～2023年度累計）



（1金融機関当たりの計画策定支援件数）

※計画策定支援：収益力改善支援・リスク・プレ再生計画策定・再生計画策定（債権放棄・DES・DDS）